

長時間労働者に対する面接指導実施要領

I. 趣旨

長時間の労働をはじめとする過重な労働により疲労が蓄積している場合には、脳・心臓疾患をはじめとする健康障害発症のリスクが高まるとされていることから、過重労働による健康障害を予防するため、長時間労働者等の健康状況を把握し、適切な措置を講ずることを目的として法令の規定に基づき、面接指導を下記のとおり実施することとする。

関係法令等 労働安全衛生法第66条の8、第66条の9及び第104条

労働安全衛生規則第52条の2～第52条の8

労働安全衛生法等の一部を改正する法律について

(平成17年11月2日付け基発第1102002号)

労働安全衛生法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)等の施行について

(平成18年2月24日付け基発第0224003号)

参考 URL : 厚生労働省「労働安全衛生法の改正について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/index.html>

II. 面接指導対象者等

1. 長時間の労働(週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合)により疲労の蓄積が認められる職員で申し出のあった者
2. 長時間の労働により健康上の不安を有している職員で申し出のあった者
3. 上記のほか各事業場で定める基準に該当する者^{*1}
4. 次項の起算日前1月以内に上記1.により面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。
5. 超えた時間の起算日は毎月1日とする。

^{*1} 例 本部等事業場の定める基準

週40時間を超える労働が、2～6ヶ月平均で45時間を超える職員で、疲労の蓄積又は健康上の不安のため面接指導を必要とする者を対象者とする(本人の申し出に基づく。)

III. 面接指導実施の方法

1. 面接指導対象者に該当する職員(以下職員)は別紙1「面接指導自己チェック表(面談指導申出書)」(以下別紙1)を各事業場の面接指導担当者(以下担当者)から、受け取るか、または環境・安全推進室ホームページ上から入手する。

URL <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/anzen/index.html>

2. 職員は、別紙1を記入し、担当者へ提出する。
3. 担当者は、職員の勤務時間等必要事項を「チェックリスト（産業医用）」に記入し、別紙1とともに産業医へ渡す。
4. 担当者は、面接指導の日程調整を行い、職員及びその職員の監督者へ面接指導の実施日時を通知する。
5. 産業医は、職員に面接指導を行い、面接指導の内容を記録するとともに、別紙2「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書」（以下別紙2）を作成のうえ担当者を通して職員の属する事業場の長へ提出する。
6. 事業場の長は、別紙2に基づき、必要な事後措置を実施するとともに、必要に応じて、職員の心の健康の保持増進のための措置（メンタルヘルスケア）についても適切かつ有効に実施し、継続的かつ総合的な措置を実施する。

（ 参考 URL：厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針について」
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0331-1.html> ）

7. 事業場の長は、別紙2を5年間保管する。

IV. その他

1. 担当者をはじめとする、面接指導実施に関わった者は、職員の個人情報の取扱いについて法令を遵守すること。
2. 事業場の長は4月から9月まで、10月から3月までの期間に実施した面接指導について別紙様式の報告書により、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、人事労務を担当する理事に報告すること。